

仕様書

- 1 件 名 長崎スタジアムシティ開業気運醸成 SNS 広告
- 2 履行場所 指定場所
- 3 履行期間 契約日～令和6年10月14日
- 4 目的 長崎スタジアムシティの開業を契機としてプロスポーツチームの地域定着や市民の「楽しみ」、まちの「賑わい」、こどもの「学び」などあらゆる分野への波及効果へと繋げるため、SNS 広告により長崎スタジアムシティの周知を図り開業気運醸成を図るもの。
- 5 業務概要等 発注者が指定する動画（長崎市 YouTube チャンネルに登録済の8本予定）を次のとおり広告すること。
 - ア 実施期間 契約日～令和6年10月14日
 - イ 実施 SNS YouTube
 - ウ 広告メニュー バンパー広告
 - エ 表示回数 YouTube 広告において累計400万回表示
※月ごとの表示回数が概ね一定となるよう調整すること。
 - オ ターゲット (ア) 長崎市在住者
(イ) 10代～30代を中心とした全世代
 - カ 月ごとに配信結果をまとめ、業務終了後速やかに市担当者へ報告すること。
(4月、5月分についてはまとめて報告することとし、報告回数は計6回とする。)
報告に必要な項目は次のとおりとし、YouTube 広告レポートを添えること。
(ア) 表示回数 (イ) ユニーク数 (ウ) 配信エリア内訳 (エ) 年代内訳
 - キ 配信結果などをもとに市担当者と必要に応じて協議を行い、配信効果の最大化を図るよう努めること。
- 6 提出物 業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面(業務責任者決定通知書)により監督職員に通知すること。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。
- 7 その他 (1) 受注者は業務を円滑に遂行するために、逐次、監督職員と打合せを行うこと。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、監督職員と協議のうえ実施すること。
(2) 配信を行うために必要なアカウントの準備や手続きなどの一切については、受注者の責任と負担において実施するものとする。
(3) 本仕様書に明示なき事項については、その都度、発注者と協議のうえ進めること。